

近畿日本ツーリスト株式会社 御中

別紙パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、本ツアーで提携の団体・企業への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。 年 月 日記入

ふりがな	性別 (○で囲む)	年齢	出発地 (○で囲む)	相部屋利用	ご自宅番号	( )	—
名 前 (代表者)	男・女		東京発 新宿発	名一室 利用	携帯番号	( )	—
現住所 (連絡先)		(〒 )			ホテル名		
ふりがな				ふりがな			
名 前 (同室者氏名)				名 前 (同室者氏名)			
ふりがな				ふりがな			
名 前 (同室者氏名)				名 前 (同室者氏名)			
ふりがな				ふりがな			
名 前 (同室者氏名)				名 前 (同室者氏名)			

【 ご旅行条件書 】

**■お申し込み**  
 (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時にご旅行代金を所定の口座にお振込みください。\*ご旅行代金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。  
 (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 3 営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合は、ご連絡をお願いします。)  
 (3) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。  
 (4) 15 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。) 15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。  
 (5) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。  
 (6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。  
 ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。  
 ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。  
 ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

**■旅行代金・追加旅行代金**  
 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1 部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などいいます。

**■確定日程表**  
 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7 日前以前にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

**■旅行契約内容・代金の変更**  
 (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。  
 (2) 複数で申し込んだお客様的一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

**■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)**  
 お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(日帰り旅行にあっては 10 日目)から 8 日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。  
 ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。  
**■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)**  
 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)  
 ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項 1～8 に定める事項をいいます。  
 ②旅行代金が増額された場合。  
 ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。  
 ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。  
**■当社による旅行契約の解除**  
 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)  
 ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目(日帰り旅行は 3 日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。  
 ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき  
 ③申込条件の不適合  
 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

**■当社の責任**  
 当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は 1 人 15 万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

**■特別補償**  
 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～ 20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～ 5 万円、携行品にかかる損害補償金(15 万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

**■旅程保証**  
 旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15% を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

**■お客様の責任**  
 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

**■お客様の交替**  
 お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。  
**■事故等のお申し出について**  
 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

**■個人情報の取扱いについて**  
 (1) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。  
 (2) 当社およびご旅行をお申込んだりいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。  
 (3) 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。  
 (4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。  
**■募集型企画旅行契約約款について**  
 この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ http://www.knt.co.jp からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
 この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第 12 条 5 により交付する契約書面の一部になります。



被災地の「今」を知り、「これから」を考えるバスツアー

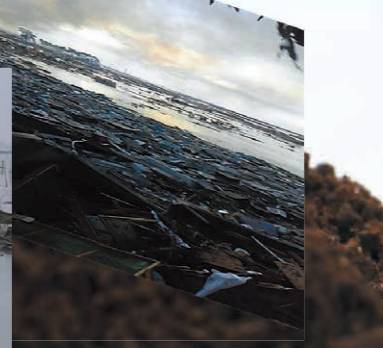
東日本大震災被災地復興支援

旅行期間：平成 27 年 3 月 15 日(日) ～ 3 月 16 日(月)

1泊2日

旅行場所：福島県いわき市・相馬市など

出発地：東京駅鍛冶橋駐車場または新宿駅西口安田生命前



写真提供元：AAR Japan [難民を助ける会]、旅館いさみや(相馬市)

旅行企画・実施 | 近畿日本ツーリスト株式会社  
 企画協力 | 認定 NPO 法人難民を助ける会 (AAR Japan)、社会福祉法人さぼうと 21 (AAR の姉妹団体)  
 協力 | NPO 法人東京コミュニティカレッジ

## 被災地に思いを寄せるみなさまへバスツアーのお誘い

あの3月11日から四年目の春が廻ってまいります。寒さ厳しい日々、被災地の方々のことが案じられます。

私どもでは国内外のみなさまから寄せられたご芳志を活かして、震災直後から岩手・宮城・福島  
の3県に事務所を置き、これまでに数十億円規模の緊急支援・復興支援を展開して参りました。

そうした中で、ご支援くださったみなさまから、「機会があったら一度、福島をそっとまわってみたい」という声を多数お寄せいただきました。そこで、福島県相馬市（当会理事長の長有紀枝が復興会議顧問会議委員のメンバー）と近畿日本ツーリストの特段のご協力で、被災地の現在をぜひみなさまに感じていただきたく、このたびの企画をいたしました。

「福島は今どのようなのかしら」と、気になりながらも、なかなかご自身で気軽に旅の企画ができる場所ではありません。他方、地元の方々からは、「ヒヤカシにでもいいので、いらしていただきたい」という声を聞きますが、それを真に受けるのも…という思いもして今日に至ってまいりました。でも、「忘れないでほしい」という被災地の方々のお気持ちも、痛切に感じている毎日です。

そこで、みなさま、「募金をしたけれど、お役



非常食 写真提供元：株式会社セイエンタプライズ

認定 NPO 法人 難民を助ける会 会長 柳瀬 房子  
社会福祉法人 さぼうと 21 理事長 吹浦 忠正



南相馬 写真提供元：AAR Japan [難民を助ける会]



写真提供元：スパリゾートハワイアンズ

に立っているのかしら？」「お年を召した方々は大丈夫かしら？」などと、考えているだけでなく、一緒に被災地にお邪魔しませんか？

プログラムの防災シンポジウムは、被災者の「まとめ役」や「お世話役」ともいべきリーダーたちの経験と今後への備えについての発表です。質問も受け付けます。防災は日本に暮らす私たちに共通する関心事ではないでしょうか。

また、福島出身の日本を代表する民謡歌手である原田直之さん、そして、おなじみの猫八さんの楽しいトーク。お二方は度々、仮設住宅等を訪問なさっておられます。今度の被災地応援コンサートは、地元の方々、子どもたちも、大勢お越し下さることかと思ひます。みなさまとの交流のひとつになれば幸いです。おとなりのお客様と是非、お話ししてください。

1泊2日、宿泊先は、福島県いわき市にあります「スパリゾートハワイアンズ」。ここも大きな被害を受けて、存続不可能かと言われました。それを社長以下スタッフが猛奮闘で復活しました。そのあたりはメディアを通じお聞き及びかと思いますが、その奮闘ぶりを直接肌で感じ、お話を伺う機会も用意いたしました。

みなさまのご参加を心からお待ちしております。



認定 NPO 法人 難民を助ける会 (AAR Japan)  
1979年にインドシナ難民支援を目的に日本で生まれた国際 NGO です。特定の政治や宗教に偏らず、多くの方々からのご寄付に支えられ、現在は、「緊急支援」「地雷・不発弾対策」「障がい者支援」「感染症対策」、国内での「国際理解教育」を中心に世界14ヶ国で活動しています。岩手・宮城・福島の3県で、東日本大震災の復興支援も実施しています。

## 被災地の「今」を知り、「これから」を考えるバスツアー

3/15(日)

3/16(月)

### 被災地応援コンサート

#### 出演者プロフィール



**原田 直之** (はらだ なおゆき)  
昭和17年 福島県浪江町に生まれ育つ。  
昭和53年 NHK夜の指定席「民謡をあなたに」レギュラー出演し広く親しまれる。  
平成20年 公益財団法人日本民謡協会より「民謡名人位」受賞。  
平成26年 春の叙勲「旭日双光章」受章。



**四代目 江戸家 猫八** (えどや ねこはち)  
昭和24年 東京生まれ。寄席を初め、テレビ、ラジオなどに出演。環境や健康などをテーマに全国で講演活動も行っている。  
平成16年 文化庁芸術祭優秀賞受賞。  
平成21年 四代目江戸家猫八襲名。  
東日本大震災に際しては、AARの協力のもと民謡の仲間と共に岩手、宮城、福島で慰問活動も続けている。

### 防災シンポジウム ※日英同時通訳あり

一東日本大震災から4年 あらためて振り返る当時の対応とこれからの防災対策一

#### 【第一部】

- 開会あいさつ・主旨説明  
長 有紀枝 AAR Japan 理事長/立教大学教授
- 基調講演  
立谷 秀清 相馬市長
- 寄付金贈呈
- 相馬地方の経験  
相馬地方の消防団、商工会、教育機関、障がい者・女性団体、地域の代表が震災の経験と教訓、防災への取り組みなどを報告する。



立谷 秀清 相馬市長

#### 【第二部】

- 相馬地方の医療関係者によるセッション  
医療現場からの報告/パネルディスカッション  
相馬地方で働く医師が震災の経験と教訓を語る。

日次	月日曜	行程	食事
1	3/15(日)	<p>&lt;第1出発地&gt; 東京駅鍛冶橋駐車場 8:00集合 8:30出発</p> <p>&lt;第2出発地&gt; 新宿駅西口安田生命前 8:00集合 8:30出発</p> <p>首都高 常磐道 相馬市着 12:00 相馬市民会館にて 非常食バイキング</p> <p>語り部による震災当時のお話 13:00 終了 13:30</p> <p><b>被災地応援コンサート 原田直之【民謡】×江戸家猫八【お話】</b> 14:00 終了予定 16:00 (一般の他のお客様とご見学)</p> <p>相馬ステーションホテル 16:30 → 宿泊先へ移動</p> <p>スパリゾートハワイアンズ着 18:00 (いわき市) 貸切宴会場にて震災講話と夕食 18:30 ピーチステージにて 感動のショー終了後、50周年特別フレイション開宴 20:30 各自ご入浴等フリー 21:30</p>	朝：× 昼：○ 夕：○
2	3/16(月)	<p>ホテル出発 8:00 時がとまったままの状態の浪江町・南相馬市小高区 被災地視察 終了 9:40 → 相馬市へ移動</p> <p>相馬市松川浦 被災地視察 11:00 昼食 複数箇所に分かれて食事(復興チャレンジグルメ) 11:30 ①たこ八 ②齋春 ③みなとや ④旅館いさみや (3.11完成予定) 12:30 終了 → 市民会館へ移動 相馬市民会館着 13:00</p> <p><b>防災シンポジウム</b> 終了 → 東京へ向けて出発 13:30 17:00 17:30 常磐道 東京着 21:00頃</p>	朝：○ 昼：○ 夕：×

※場合によっては線量の高い地域を通る可能性もございます。そのため見学地が予告なく変更となることがございますので予めご了承の上お申し込み下さい。

- 最少催行人員：40名 ■申込締切日：平成27年3月6日(金) (但しツアー定員200名になり次第締切ります)
- 利用予定宿泊機関：①スパリゾートハワイアンズ：福島県いわき市常磐藤原町藤平50(和洋室5~6名定員利用相部屋 バスタブ・トイレ付) ※他のお客様との相部屋を基本としますが、お仲間同士指定の場合3~4名1室 **31,000円**、2名1室 **32,000円** ご同伴者とのお部屋指定も可能です
- ②相馬ステーションホテル：福島県相馬市中村一丁目8-20 (1名1室 シングルバスタブ・トイレ付) 先着30名様限定 **22,000円** (税込)
- 食事：朝食1回、昼食2回、夕食1回 ■添乗員：同行します
- 旅行代金(お一人様)：**28,000円**(税込)(旅行代金にはご参加の方からの相馬市への寄付金500円を含みます。コンサート・シンポジウムはご招待)

旅行代金に含まれるもの  
①バス運賃・高速代・駐車料・乗務員宿泊代：日程表に記載された区間 ②宿泊代金：ホテル・シングルルーム(洋室1人1室利用、バス・トイレ付)(和室の場合；和室利用、5~6名一室利用又は追加代金にて希望人数にて宿泊) ③食事代金：朝食1回、昼食2回、夕食1回 ④添乗員代金(全行程同行)  
※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。

旅行代金に含まれないもの  
上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。  
①個人的性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代など ②手荷物超過料金 ③傷害、疾病に関する医療費 ④任意の旅行傷害保険料  
旅行代金算出基準日：平成27年1月9日

旅行企画・実施 | 近畿日本ツーリスト株式会社  
お問合せ先 **029-852-2255**

企画協力 | 認定NPO法人難民を助ける会(AAR Japan) 社会福祉法人さぼうと21(AARの姉妹団体)  
協力 | NPO法人東京コミュニティカレッジ

〒305-0005 つくば市天久保3-1-1 大会館B棟  
観光庁長官登録旅行業第1944号 JATA正会員  
旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員  
TEL: 029-852-2255 FAX: 029-852-2266  
営業日・営業時間：月~金 9:00~17:30(土日祝日休み)  
\*休業日と営業時間の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。  
総合旅行業務取扱管理者：山田健太郎 荒井秀介  
\*旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。



■申込方法 **FAX 029-852-2266**  
(1) 申込書にご記入の上、左記へ送付もしくはファックスください。  
(2) 同時に旅行代金を下記口座へお振込みください。  
**振込口座：三井住友銀行 関東第一支店(普) 5668629**  
近畿日本ツーリスト(株)

パンフレット作成日：平成27年1月9日 管理番号 0430-15-01-0006